

6. 「小山遊園地北側地区」地区計画

●都市計画決定：平成 8年4月1日(告示第37号・決定)

●都市計画変更：平成30年4月1日(告示第24号・変更)

名称	小山遊園地北側地区
位置	小山市大字喜沢の一部
面積	約1.0ha
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(に)項第2号、第5号又は第6号に掲げるもの 2. 同法同表(ほ)項第2号に掲げるもの 3. 同法同表(へ)項第5号に掲げるもの 4. 同法同表(と)項第4号に掲げるもの 5. 同法同表(り)項第2号又は第3号に掲げるもの 6. 同法同表(を)項第5号に掲げるもの
建築物の容積率の最高限度	200%
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1.0m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。
建築物の高さの最高限度	1. 建築物の高さは、前面道路の路面の中心から15m以下としなければならない。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの以下としなければならない。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩、できるだけ原色を避け、良好な居住環境にふさわしい落ち着いた色調のものとする。

<参考>

- ・建築基準法別表第2(に)項
第2号：【工場】
第5号：【自動車教習所】
第6号：【15㎡を超える畜舎】
- ・同法同表(ほ)項
第2号：【マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等】
- ・同法同表(へ)項
第5号：【倉庫業を営む倉庫】
- ・同法同表(と)項
第4号：【危険物の貯蔵又は処理に供するもの】
- ・同法同表(り)項
第2号：【キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等】
第3号：【個室付浴場業に係る公衆浴場等】
- ・同法同表(を)項
第5号：【学校】

